

## 遺産分割協議書（例）

本 籍 大阪府大東市谷川□□丁目△△番○○号  
最後の住所 大阪府大東市谷川□□丁目△△番○○号  
被相続人 遺産分割 太郎（平成○○年□□月××日死亡）  
上記の者の相続人全員は、被相続人の遺産について協議を行った結果、次の通り分割することに同意した。

1. 相続人 遺産分割花子は、次の遺産を取得する。

### 【土地】

所 在 大阪府大東市谷川□□丁目  
地 番 何番何  
地 目 宅地  
地 積 200.00㎡

### 【建物】

所 在 大阪府大東市谷川□□丁目  
家屋番号 何番何  
種 類 木造  
構 造 瓦葺2階建  
床面積 1階 60.12㎡  
2階 45.00㎡

2. 相続人 遺産分割一郎は次の遺産を取得する。

【現金】 金10,000,000円

### 【預貯金】

○○銀行○支店 普通預金 口座番号123456789  
××銀行○支店 定期預金 口座番号987654321

### 【株式】

○○株式会社 普通株式 1,000株

濱元行政書士事務所は、遺産相続手続き、遺言書作成をお手伝いします。

<http://www.office-hamamoto.com/>

3. 本協議書に記載のない遺産及び後日判明した遺産については、相続人遺産分割花子がこれを取得する。

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、本協議書を2通作成し、署名押印のうえ、各自1通ずつ所持する。

平成□□年○○月△△日

【相続人 遺産分割花子の署名押印】

住所

氏名 遺産分割花子 実印

【相続人 遺産分割一郎の署名押印】

住所

氏名 遺産分割一郎

【相続人 遺産分割一郎の特別代理人 相続手続由起子署名押印】

住所

氏名 相続手続由起子 実印

**未成年者は遺産分割協議に参加する資格はありませんので法定代理人に参加**してもらう必要があります。

通常は親権者が代理人となりますが同じ相続人であれば利益相反行為となり認められません。

その場合は未成年者については特別代理人を選任する必要があります。

特別代理人の選任の申し立ては親権者が申し立て人となり、未成年者の住所地の家庭裁判所に『特別代理人選任申立書』を提出します。

濱元行政書士事務所は、遺産相続手続き、遺言書作成をお手伝いします。

<http://www.office-hamamoto.com/>